

発議案第 4 号

河内長野市議会委員会条例の改正について

別紙のとおり河内長野市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により議案
を提出する。

令和 7 年 6 月 2 3 日提出

提出者

峯 満寿人

賛成者

駄場中大介

大原 一郎

吉竹 英行

河内長野市議会

議長 堀川 和彦 様

提 案 理 由

本市議会として、市が進める重要施策への的確な対応や、市議会に提出される議案の効果的な審査に向け、今後の常任委員会の在り方を検討してきた結果、一つの常任委員会が所管する範囲を広げ、より多くの委員が多角的な視点をもって熟議を重ねることで、市政の諸課題に市民のさまざまな意見を反映させることのできる体制とすべく、これまでの３常任委員会から２常任委員会に再編することで結論を得た。

これにより、それぞれの常任委員会の名称や定数、所管事項等を定めるため、本条例を改正する。

河内長野市議会委員会条例の改正について

河内長野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

河内長野市条例第 号

河内長野市議会委員会条例の一部を改正する条例

河内長野市議会委員会条例（平成 25 年河内長野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総務常任委員会」を「総務福祉教育常任委員会」に、「6 人」を「9 人」に、「成長戦略局」を「こどもの未来とウェルビーイング推進局、教育委員会」に改め、同項第 2 号中「6 人」を「9 人」に改め、「都市環境安全局」の次に「、成長戦略局」を加え、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 3 条第 1 項中「前条第 2 項第 1 号から第 3 号まで」を「前条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「同項第 4 号及び第 5 号」を「同項第 3 号及び第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

河内長野市議会委員会条例新旧対照表

改正前	改正後	適用期日
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) <u>総務常任委員会</u> 定数 <u>6人</u> 総務経営局、<u>成長戦略局</u>、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会に属さない事項 (2) <u>都市環境・経済常任委員会</u> 定数 <u>6人</u> 都市環境安全局、農業委員会の所管に属する事項 (3) <u>福祉教育常任委員会</u> 定数 <u>6人</u> <u>こどもの未来とウェルビーイング推進局、教育委員会の所管に属する事項</u> (4) (略) (5) (略) (常任委員の任期) 第3条 <u>前条第2項第1号から第3号までに規定する常任委員会の常任委員の任期は2年とし、同項第4号及び第5号に規定する常任委員会の常任委員の任期は1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</u> 2 (略)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) <u>総務福祉教育常任委員会</u> 定数 <u>9人</u> 総務経営局、<u>こどもの未来とウェルビーイング推進局、教育委員会</u>、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会に属さない事項 (2) <u>都市環境・経済常任委員会</u> 定数 <u>9人</u> 都市環境安全局、<u>成長戦略局</u>、農業委員会の所管に属する事項 (3) (略) (4) (略) (常任委員の任期) 第3条 <u>前条第2項第1号及び第2号に規定する常任委員会の常任委員の任期は2年とし、同項第3号及び第4号に規定する常任委員会の常任委員の任期は1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</u> 2 (略)	公布の日